

中央労基協 Report

令和6年11月

一人でも働く職場に労働保険

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、関係機関や関係団体と連携のもと未手続事業の解消に向けて一層の加入促進を図ることとしています。

事業主は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇ったら、労働保険の成立手続を行う義務があります。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひとりでも
働く職場に
労働保険

事業主のあたりまえ川柳

守る責任。加入する義務。

労働保険

労災保険 + 雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能! 口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/> / 労働保険 特設サイト 🔍 または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

事業主のあたりまえ川柳公開中!

発行所 // 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人 // 古賀睦之 編集人 // 古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です。



事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。



! 新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業**は強制適用事業であり、**成立手続を行う義務**があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除外されています。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。



●労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

●短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。



電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら ▶ [労働保険 電子申請](#) 🔍



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら ▶ [労働保険 口座振替納付](#) 🔍



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。

確かめよう労働条件サイト ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



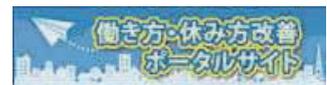
たしかめたん



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

働き方・休み方改善ポータルサイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



2025年1月1日より、労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます。義務化される手続きは下記のとおりです。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

※義務化されるもの以外にも、「特定化学物質等の各特殊健康診断結果報告」「労働安全衛生法第88条に基づく計画届」等多くの届け出も電子申請が可能です。

電子申請の詳しい方法や社会保険労務士が提出代行を行うときの取り扱いについて、右の二次元コードから厚生労働省のホームページをぜひご覧ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細はこちらからご確認ください。

「建設荷役車両特定自主検査 強調月間」

11月1～30日



趣旨

建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特定自主検査（特自検）の一層の普及促進を図ること

対象事業者

- 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- 建設荷役車両を使用する事業者、元方事業者 など

事業者が行う実施事項

- 登録検査事業者等は、特自検業務が法令等に従い適正に実施されているかどうか点検等を行う
- 建設荷役車両を使用する事業者等は特自検が計画的に実施されているかどうか確認、標章の貼付の確認等を行う



労災保険給付に関するQ & A

Q1 業務中にケガをしてしまいました。誤って健康保険を使用して医療機関を受診し治療を受けました。この場合には、労災保険に請求はできますか。

A まず、受診した医療機関へ健康保険から労災保険への切替（労災指定病院であるか確認）ができるか確認してください。

当該受診した医療機関が労災指定病院であり、健康保険組合等へ未請求の場合、労災保険に切替ができる場合があります。

できる場合は、速やかに労災請求書（様式第5号）を作成し、受診した医療機関に提出してください。

医療機関の窓口で支払った金額（一部負担金）が返還されます。

切替ができない場合は、一時的に、医療費の全額を自己負担した上で、労災保険へ請求することとなります。（治療費：様式第7号（1）、薬剤費：様式第7号（2））

労災保険へ請求する場合の手続きについては、まず、保険者（加入している健康保険組合又は協会けんぽ）へ、当該ケガが労働災害であった旨報告します。その後、保険者から医療費の返還通知書・返還金の納付書送付されますので、納付書により金融機関で納付してください。納付後、診療報酬明細書（レセプト）の写しが保険者より送付されます。

原則、返還完了後、労災請求書様式第7号（1）等に、当初医療機関の窓口で支払った一部負担金の領収書・返還額の領収書・保険者から送付されたレセプト（写）を添付し、当該事業場所轄の労働基準監督署へ提出してください。

なお、健康保険から給付された医療費の返還が難しい場合、被災労働者（請求人）に多大な経済的負担が生じることも少なくないことから、健康保険に対する返納が完了する前であっても労災保険へ請求することができます。

この場合は、所轄の労働基準監督署へ、健康保険へ全額を自己負担せずに請求したい旨を申しでてください。労働基準監督署で保険者と調整を行い、保険者への返還額を確定します。その後、保険者から医療費の返還通知書等が届きますので、返還額をお支払いください。

支払い後、労災請求書（様式第7号（1）等）を作成し、返還額の領収書と当初医療機関の窓口で支払った一部負担金の領収書を添付して所轄労働基準監督署へ請求してください。

その際、返還額の請求書と当初医療機関の窓口で支払った一部負担金の請求書と2部作成する必要があります。また、診療報酬明細書（レセプト）の写しが必要となりますので、健康保険の保険者へ依頼が必要となります。

◇ 労災指定病院以外に受診した場合は自由診療となり、労災へ請求した場合に医療費の一部が査定され、被災者に負担が生じる場合がありますので、できるだけ労災指定病院へ受診するようにしましょう。

労災指定病院へ受診した場合は、被災者が医療費を負担することはありません。

《 業務中や通勤途中のケガに、健康保険は使えません！！ 》

※ 詳しいことは厚生労働省ホームページ又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

令和6年度講習カレンダー〔令和6年11月～令和7年3月〕

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

QRコードは、ホームページに繋がります

講習申込は3か月前の1日からできます



講習名	月	使用テキストの改訂等に伴い、金額が変わる場合がございます。受講料につきましては、WEB申込時に再度ご確認ください。	受講費〔円〕 受講料+テキスト代(税込)		11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		23,210		20(水) 22(金)			25(火) 27(木)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		15,180				22(水) 23(木)		
	石綿作業主任者技能講習		15,180			12(木) 13(金)	16(木) 17(金)	20(木) 21(金)	13(木) 14(金)
法定講習等	安全衛生推進者養成講習		14,630		28(木) 29(金)				
	衛生推進者養成講習		9,900		26(火)				
	安全管理者選任時研修	会員	12,650			3(火) 4(水)			
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習【第1種 3日間】	一般	14,850						
		会員	19,030		6(水) 8(金)		27(月) 29(水)		
	衛生管理者試験受験準備講習【第2種 2日間】	一般	19,470						
		会員	16,170		6(水) 7(木)		27(月) 28(火)		
	衛生管理者試験受験準備講習【特例第1種 1日間】	一般	11,660						
		会員	9,460		8(金)		29(水)		
人事労務講習等	中級者向け実務講座 労働基準法等実務講座【2回セット】	一般	11,990		12(火) 19(火)				
		会員	8,690						
	女性活躍推進セミナー	一般	未定					14(金)	

※会員とは、東基連本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部）会員をいいます。 2024/10/15現在
 ※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。※東京都限定 ※20名以上 ※日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。
 ※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

友だち

募集中

LINE 公式アカウント
はじめました！

東基連【中央支部】で開催される
講習・セミナー案内を中心に配信します！

公益社団法人 東京労働基準協会連合会
中央労働基準協会支部 @905fmtpu

公式 HP は「とうきれん中央」で検索してね！